

クォーター かわさき 通信

2023年5月号 No.25 4月24日発行

発行 ●一般社団法人／川崎地方自治研究センター
発行人 ●久保田 昌希
連絡先 ●川崎市川崎区東田町5-1 市労連会館3F
Tel/Fax 044-244-7610
Email: KYP04423@nifty.com

- ・「特別市」構想とは何か
大都市制度の見直しが問われるなかで／大矢野修
- ・自治研センター活動日誌
- ・川崎市の主な動き

「特別市」構想とは何か

大都市制度の見直しが問われるなかで

大矢野 修 (川崎地方自治研究センター主任研究員)



指定都市市長会と川崎市は「特別市制度の早期実現が日本の未来を拓く」と題したシンポジウムを2月22日に開催、伊藤正次・都立大学教授の基調講演の後、久元喜造神戸市長(政令指定都市市長会会長)、経済同友会の地下誠二氏(日本政策投資銀行社長)、福田紀彦川崎市長によるパネルディスカッションが行われました。

なお福田市長は指定都市市長会の「多様な大都市制度実現プロジェクト」の担当市長でもあります。川崎市が特別市実現を目指していることを知っている人はいたとして、それがどのような制度なのか、正確に理解している人はそう多くないはず。そこで特別市制度とは何なのか。その特徴とあわせ、どのような議論のもとに特別市の必要性が語られているのか、まとめてみることにしました(編集部)。

地方分権改革の流れのなかで

戦後日本の地方自治体は、公選の首長・議会の二元的代表制を基本とする地域住民の自治政府(日本国憲法第8章)とするところから再スタートした。しかし、中央政府と自治体をつなぐ根幹には、地域住民の政治的機関である自治体首長を中央政府の下請機関とみなす機関委任事務制度が埋め込まれていたため、自治体は各省庁から強い関与・統制を受けてきた。特にほぼ8割の仕事が機関委任事務で占める都道府県知事がそうであった。

そこで1995年7月に発足した地方分権推進委員会の基本戦略は、機関委任事務の全面廃止を起点に、都道府県を完全自治体化するところから開始された。当時、都道府県のあり方に関しては、道州制論議をはじめ百家争鳴の観(いわゆる「受け皿論」)があったが、分権推進委員会はそうした分権論議をいったん封印したうえで、「まず第一段階として、現行の市町村、都道府県の二層制を前提とする骨太の垂直分権を実現し、つぎの第二段階でこの第一段階から出てきた問題点にとりくむという、二段階改革を構築する」(松下圭一『日本の自治・分権』)戦

略がとられた。第二段階とは、補完性の原則（注）に基づき、地方分権改革を自治体と中央省庁との権限争いに終わらせるのではなく、住民自治を基礎に日本の政治行政システムを中央集権型から自治・分権型に切り替えることを意味していた。

補完性の原則：より狭域の主体・団体において自己決定と自治が行われることを原則とし、できないことのみをより大きな団体が補完するという考え方。

しかし、地方分権改革から二十年を経た現時点から見れば、こうした二段階の戦略による政治行政システムの転換がシナリオ通りに進んできたかといえは疑問であろう。むしろ事態は「未完の分権改革」（分権推進委員会で中心的な役割を担った故・西尾勝氏の言葉）の色調をいちだんと濃くしたまま、現在にいたっているようにみえる。そうした動きの一つに、大都市制度見直しの議論がある。現在その展開は、大きく二つの方向に揺れている。一つは、道府県による政令市の廃止分割にともなう特別区の設置（いわゆる「大阪都構想」）であり、もう一つは、道府県から政令市の分離独立をめざす「特別自治市」（以下、特別市と記す）構想である。

真逆の二つの改革構想案

内閣総理大臣の諮問機関である第30次地方制度調査会（2013年、以下、30次地制調）は、現行の指定都市制度の内部改革並びに新たな大都市制度のあり方について答申を行なっている。まず現行の指定都市制度について、都市内分権、住民自治拡充の視点から、区長を一般職から議会の承認が必要な特別職に格上げし、行政区に予算編成権や人事権を付与する「総合区」の提案（2014年に地方自治法改正）に加え、区選出の市議会議員による常任委員会の設置を提案している（なお現在、総合区を採用している指定都市はない）。

つぎに新たな大都市制度として、2012年に議員立法により成立したいわゆる「大阪都構想」（人口200万人以上の大都市区域に特別区を設置する手続法）と、「特別市」構想を取り上げている。指定都市市長会はこの30次答申を踏まえ、特別市制度の必要性を積極的に掲げ、地域の実情に合わせ大都市制度の見直しの選択の幅を広げるよう主張している。今年2月22日、川崎市で開催されたシンポジウムはその一環であった。

現行地方自治制度との比較

では、特別市構想とはどのような制度なのか。次ページの道府県・市町村関係の比較図を参照しながら考えてみたい（東京都は府県機能と市町村機能を併せもった制度のため、この図では省略）。図1が現在の地方自治制度だが、地方自治法（第2条）は、道府県・市町村の二層制を前提に、道府県の役割は広域機能、連絡調整機能、補完機能にあるとしている。＜広域＞とは、2つ以上の市町村にまたがるものや、公害・環境問題など市町村の境界をこえる課題に対するもの。＜連絡調整＞とは、国と市町村、また市町村間の連絡調整。＜補完＞は市町村で処理するのが適当でない課題への対応である。

他方、基礎自治体としての市町村は、人口規模や事務配分の違いに応じ、同じく図1のように区分されている。道府県に近い権限をもつ指定都市（近年では人口70万人以上で、現在全国で20都市）と人口20万人以上の中核市（現在62都市）を含め5類型ある。中核市には保健所の設置や養護老人ホームの認可・監督権限などが付与されている。しかしいずれにしる、現行の地方自治制度は、広域自治体（道府県）と基礎自治体（市区町村）の二層制を基本にしていることに変わりはない（東京都の特別区は、2000年の地方自治法改正でようやく「基礎的自治体」と規定された）。

さて、図2の右が指定都市を解体・再編して複数の特別区を設置する「特別区」制度である。周知のように、大阪府内で圧倒的勢力をもつ地域政党・大阪維新の会が大阪都構想の名で掲げた構想である。大阪都構想とは、一言でいえば、府県並みの権限と財源をもつ指定都市・大阪市を廃止して大阪府に吸収し、大阪市域に基礎自治体として複数の「特別区」をつくる構想である。公選の特別区長・区議会をもつという意味では、二層制の枠内での改革といえるが、新たに設置される特別区は、一般市以下の事務権限・財源しかもたない存在として設計されている。そのこともあり、二度にわたる住民投票で賛成がえられず、実現にいたっていない。

一方、左の図が「特別市」である。図からも分かるように、大阪都構想とは反対に現在の指定都市を道府県から分離独立させ、広域自治体と基礎自治体の機能を併せもった一層制の自治体を創設する構想

図1 現在の地方自治制度

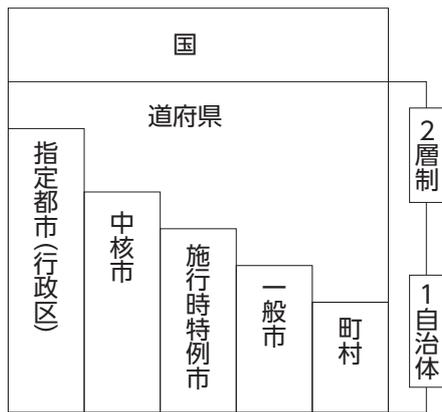
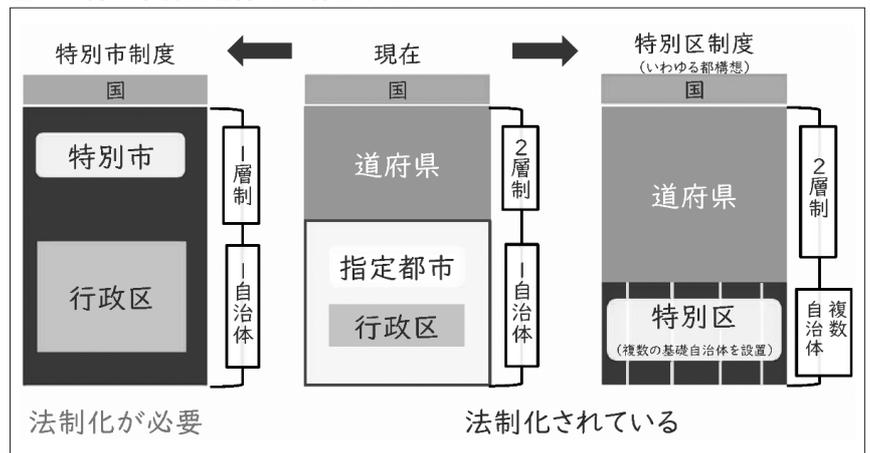


図2 特別市制度と特別区制度の違い (川崎市資料)



である。なぜ、こうした真逆の案がでてくるのか。その背景には大都市圏域の府県と市による長い抗争の歴史があることを確認しておく必要がある。

幻に終わった「特別市」構想

特別市の原点は第二次世界大戦前、当時の6大市(東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)が、官選知事をトップとした府県から自立し、市の事務権限プラス府県の権限を併せもった都市(自治体)になる運動をおこしたところまで遡れる。この自治権拡充運動の成果は戦後、1947年制定の地方自治法による「特別市」創設としていったん結実する。しかし大都市圏域の府県の反発で制度は廃止され、妥協の産物として、1956年に「政令指定都市」(川崎市は1972年)が誕生する。

一方、特別区制度は戦時中の1943年、首都防衛を理由に、当時の東京府と東京市を合体させて成立した東京都区制度が源流にある。東京「都」は、旧東京市域では市町村の性格を帯びた特別区を抱え、それ以外の区域では府県の性格をもつという特殊かつ変則的な自治体として誕生している。これが大阪都構想の原型である。なお特別区構想(大阪都構想)は2012年、当時の橋下徹・大阪知事の政治的勢いに怖れをなした各政党が、議員立法で成立した「大都市における特別区設置に関する法律」により法的根拠を得ている。他方、特別市は上のような経緯で、実現には新たな法制化が必要になる。

以上、大都市制度をめぐる改革構想の背後には、戦前から続く官治の府県に抗する大都市の自治権拡充運動が影を落としていた。翻って30次地制調は、大都市行政の見直しの必要性を人口減少、更新期に入った社会資本、グローバル経済など、構造的な転

換期にある日本社会をけん引する役割に求めている。その一方で、改革を必要とするものとして道府県と指定都市間にある「二重行政」の問題をあげている。では、二重行政とは何をさすのだろうか。

二重行政の何が問題か

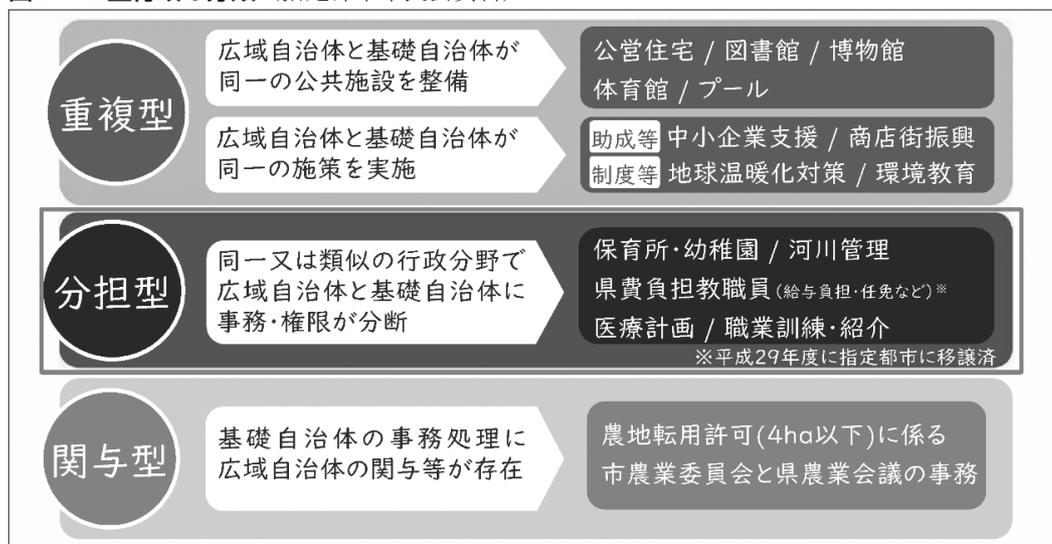
二重行政に関して明確な定義はない。日本の行政は、伝統的事務事業ごとに国・広域自治体・基礎自治体で仕事を分担してきており、その意味で二重行政は日本の行政が基本的に抱えている構造的な問題といえる。

次ページの図3は、指定都市市長会が提示した二重行政の類型である。重複型に関しては、例えば各種施設の場合、稼働率が高ければ、必ずしも二重行政の弊害とは言えないだろう。また中小企業支援の施策も、市と道府県(以下、県と略す)では目標とする効果や目的も異なる場合が多く、両者で機能分担すれば済む話である。問題になるのは分担型、関与型である。

例えば私立幼稚園の設置には県知事の認可が必要であり(学校教育法4条)、その際、県設置の私立学校審議会の意見を聞かなければならない(私立学校法第98条)。一方、保育園の許認可は市の権限となる。幼保一元化が声高にいわれるが、事務権限はいぜん分担の厚い壁で仕切られている。教育行政ではその他、指定都市立の高校や特別支援学校の県の設置認可は廃止されたが(学校教育法4条4項)、県教育委員会へ届出が必要になっている。他方、義務教育における教職員の給与負担、定数、学級編成基準の決定権限は、法改正で2017年度から指定都市に一元化されるなど、県・指定都市間の分担関係はまだら状態にある。

都市計画に関して
は、都市計画決定にあ
たっては県との協議、
また都市計画事業を実
施する段階で県の認可
が必要になる。医療計
画分野では策定権限は
県だが、病院の開設許
可は指定都市にある。
ただし県の同意付き協
議が必要で、病院の数
も県の医療計画で定め
られる。これらは分担

図3 二重行政の分類 (指定都市市長会資料)



型+関与型の混合ともいえるが、関与型の典型に緊急災害時における自衛隊派遣の問題がある。現実に神奈川県下で起きたことだが、集中豪雨で断水の危険があると判断し、現場の市町村は陸上自衛隊から派遣の了解をとり、実際に給水車が派遣されていたにもかかわらず、派遣要請の権限をもつ県は不要と判断、災害支援が大きく遅れたことがあった。これら事例は、いずれも法改正が必要な事項だが、医療福祉、教育、都市計画、災害対応等の分野を中心に、地域総合性、効率性の観点から、事務権限を一元化することは理に適っている。30次地制調もそうした論理のもと、特別市を創設する意義を答申している。しかし、実現には難問は多岐にわたる。

クリアすべき3つの難問

一層制の「特別市」の実現には、①特別市制度の内部構造、②県・周辺市町村との関係、③対国家組織との関係でクリアすべき難問がある。

まず①だが、30次地制調で提起された「総合区」や議会における常任委員会設置と同様、強大な権限をもつ首長主導の特別市の政治・行政と住民自治とのバランスの問題がある。具体的には中核市に近い人口を擁する行政区のあり方の問題である。30次地制調も法人格をもち公選の長・議会をもつ二層制の制度とは言わないまでも、現在の指定都市の行政区の機能をこえた住民代表機能の必要性を指摘している。②の核心は、税財源問題にある。県の基幹税に法人事業税があるが、その税収の大半は大都市に立地する企業からのものである。もし県税もすべて特別市が賦課徴収するとなれば、特別市の一人勝ちに

なり、県が果たすべき上記3つの機能はあやしくなる。また周辺市町村への影響も予想される。特に3つの指定都市をもつ神奈川県ではなおさらであろう。③の典型は警察行政である。日本の警察は戦後、自治体警察と国家警察に二分化してスタート、自治体警察は市町村単位で組織されていた。その後警察法の改正(1954年)で現在のように道府県警察に一本化され、国との連携も強化された(警視正以上は国家公務員)。もし特別市が県から分離独立となれば、警察組織全体の再編は避けられなくなる。

＊

指定都市市長会はこれら課題への対応を含め、特別市の必要性・効果を「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告(2021年11月)としてまとめているが、その実現のシナリオづくりはこれからである。指定都市が発足して70年近くがたつが、確かにその見直し、改革は緊急性をもつ。そのことを理解したうえで、しかし、大都市制度見直しの影響は、都道府県・指定都市間の関係をこえて国・地方の行政システム全体、さらには国民の生活全般に及んでくる。特別市はそれだけの重みをもった構想だということである。今後、特別市構想が政・官・経済界をはじめ広く国民を巻き込んだ議論としてどのように展開していくのか、注目したい。

参考文献・資料；伊藤正次『「特別市」構想の設計と課題』(「年報行政研究」2014年)、「30次地方制度調査会・方針」(2013年)、指定都市市長会「多様な大都市実現プロジェクト・最終報告」(2021年)、「住民目線から見た『特別市』の法制化の必要性」(横浜市・川崎市・相模原市、2022年)、他。

自治研センター活動日誌 2022年12月～2023年3月

12月

- 1日(木) 地方自治と人権施策研究会
- 6日(火) NPOしんゆり・芸術のまちづくり運営委員会
- 9日(金) 文庫カフェ（リトアニア共和国について）
- 12日(月) 人口減少問題研究会
横浜自治研C総会記念講演会（特別市）
平和と生活のつどい実行委員会
- 15日(木) 地方自治と人権施策研究会
- 18日(日) ヘイト川崎駅前街宣
- 19日(月) 勁草塾
- 22日(木) ヤングケアラー研究会
神奈川県自治研センター研究講師団会議
- 26日(月) ヘイト事務局会議

1月

- 10日(火) 神奈川大学学生調査来所
- 11日(水) 地域未来機構理事会
- 13日(金) 地方自治と人権施策研究会
- 17日(火) NPOしんゆり・芸術のまちづくり理事会
- 18日(水) ヘイト事務局会議
- 20日(金) 県本部春闘政策学習会
- 25日(水) 平和と生活のつどい実行委員会
教育研究所文化講演会
- 26日(木) グローブシップ社訪問（障がい者雇用）
- 27日(金) ヤングケアラー研究会

2月

- 1日(水) ヘイト選管申し入れ
- 2日(木) ヤングケアラー研究会
- 5日(日) 第37回平和と生活のつどい
- 7日(火) NPOしんゆり・芸術のまちづくり運営委員会

- 10日(金) 参加型システム研究所打合せ
文庫カフェ（新年度国家予算と財政）
- 16日(木) ヘイト事務折衝
- 17日(金) 神奈川県自治研センター理事会
県本部政策学習会
- 19日(日) 市民平和のつどい
カフェグランデ
- 20日(月) 勁草塾（民権かながわ：野田佳彦）
- 21日(火) 自治研センター事務局会議
ヘイト事務局会議
- 22日(水) 特別市シンポジウム
平和と生活のつどい実行委員会
- 24日(金) 文庫カフェ（税制改正）
- 25日(土) 教育研究所文化講演会
- 28日(火) 現代地方自治研究会

3月

- 2日(木) 神奈川県自治研センター総会
- 6日(月) 商店街活性化フォーラム
地方自治と人権施策研究会
地域未来機構理事会
- 10日(金) 文庫カフェ
- 14日(火) NPOしんゆり・芸術のまちづくり理事会
- 16日(木) 交流カフェ
ヘイト事務局会議
- 17日(金) ヤングケアラー研究会
- 21日(火) 地域未来フォーラム
- 25日(土) かながわ生き生き市民基金評議委員会
- 30日(木) 地域未来フォーラム
ヤングケアラー研究会

4月9日に行われた統一地方選挙の結果

市内で行われた川崎市議会議員選挙、県議会選挙（川崎市分）の結果を報告します。詳細につきましては、次号に掲載します。

2023統一地方選挙党派別当選者（川崎市内分） 2023年4月9日執行

| 種別 | 政党名 | 立民 | 国民 | NET | 自民 | 公明 | 共産 | 維新 | 無所属 | 計 |
|----|-----|--------|----|-----|----|----|----|----|-----|--------|
| 市議 | 選挙前 | 10(欠1) | 1 | 1 | 19 | 11 | 11 | 0 | 3 | 59(欠1) |
| | 選挙後 | 12 | 1 | 0 | 17 | 11 | 8 | 7 | 4 | 60 |
| 県議 | 選挙前 | 6 | 0 | 1 | 6 | 1 | 2 | 0 | 2 | 18 |
| | 選挙後 | 6 | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | 3 | 1 | 18 |

川崎市の主な動き 2023年1月～3月

1月

4日 市制100周年へ向け持続可能な地域社会づくりを 市長年頭あいさつ

福田市長は4日、局長ら幹部職員115人を前に年頭の挨拶を行い、コロナ禍で様々なことが傷み、私たちの真価が問われていると指摘。来年7月1日の市制100周年に向け、多くの市民とともに次の100年を見据えた持続可能な地域社会づくりに取り組みたいと語った。また、昨年多発した事務ミスや不祥事は市民の信頼を失いかねないとし、ミスを生まない環境づくりへのディスカッションを要望した。

7日 照明塔を「見送る会」ファンら800人 旧川崎球場

プロ野球・大洋ホエールズとロッテオリオンズの本拠地だった旧川崎球場（川崎区）で7日、古い照明塔の撤去作業が進むなか、野球ファンら約800人が集まり照明塔を「見送る会」が開かれた。1954年に6基設置された高さ39メートルの照明塔は、改修を経て「富士通スタジアム川崎」としてアメリカンフットボールの試合などが行われているが、老朽化のため撤去を決定。当日は昨年急逝したロッテの村田兆治投手をしのぶ献花台も設けられた。

9日 「二十歳を祝うつどい」に5746人 交通規制や手荷物検査も

「成人の日」の9日、市では「二十歳を祝うつどい」がとどろきアリーナ（中原区）で3回に分けて開催され、計5746人が参加した（昨年比417人減、対象13,891人）。昨年に続き感染防止のため、会場には体温を測る器材が置かれ、国歌と市歌は斉唱せず音源の放送のみとなった。昨年、会場周辺で車の暴走や飲酒によるトラブルがあったため、交通規制や酒などの持ち込みを禁止し、会場近くに手荷物検査所を設置した。

13日 等々力緑地の再編整備へ 東急ら新会社設立

中原区の都市公園・等々力緑地の再編整備や運営を担う新会社「かわさきとどろきパーク」が13日、設立された。新会社は東急、富士通、川崎フロンターレなど9社が出資、社長は東急の小井陽介・社会インフラ副事業部長。9社は昨年11月同緑地の事業を約577億円で落札、年度内に市と30年間の事業契約を結び、民間資金を活用するPFI方式で「球技専用スタジアム」などの施設整備を進める。

20日 産業集積地の「脱炭素化」目指す 世界的プロジェクトに市が初参画

市は20日、産業集積地の脱炭素化を目指す世界的プロジェクトに日本から初めて参画したと発表した。スイスのシンクタンク「世界経済フォーラム」主催の分科会「産業クラスターのネットゼロ移行イニシアティブ」に、「川崎カーボンニュートラルコンビナート」として参画、国際的な産業クラスター間のノウハウ・知見の共有、協業によるネットゼロを目指す。市内立地企業14社も賛同・協力を表明。

24日 臨海部特別職に元首相補佐官・和泉氏

JFEスチール東日本製鉄所京浜地区（川崎区）の高炉休止（9月予定）に伴う土地利用転換について、国の施策との連携を視野に助言や指導を行う特別職「臨海部再編戦略アドバイザー」が24日付で設置され、和泉洋人氏（69）が任命された。任期は1年。和泉氏は旧建設省に入省、国土交通省住宅局長などを歴任、2013年から首相補佐官を務めた。現職は一般財団法人日本建築センター顧問。市とは12年市国際戦略拠点形成アドバイザー、14年羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会座長として関わった。

27日 多摩川スカイブリッジ開通による効果 調査結果発表

昨年3月開通した市殿町地区と羽田空港をつなぐ連絡橋「多摩川スカイブリッジ」（全長約675㍎）の影響について市は27日、周辺道路の交通量が大幅に減少したとする東京都との共同調査結果を発表した。開通直前と開通後半年の交通量を比べ、大師橋（産業道路）の交通量が約3割減少（うち大型車4割減）、生活道路の殿町通り（通学路）が約2割減少。両地区間の平均所要時間が約14分から約3分に短縮。地元企業約110社のアンケートでは約7割に効果ありとの回答。

2月

6日 市当初予算案8672億円 11年ぶり減額

市は6日、2023年度の当初予算案を発表した。一般会計は8672億円（前年度比1.3%減）で11年ぶり

の減額。6月完成予定の本庁舎事業費の減少（同312億円減）など一時的要因を除けば予算規模は増加。税収の伸びは堅調で市税収入は3812億円（同3.8%増）の過去最高、2年連続「不交付団体」となる見込み。小児医療費は助成対象の拡大で計53億円を計上。拠点整備では京急川崎駅西口地区の再開業事業に3億1980万円。一方、財源不足への対応では減債基金から14年連続120億円を借り入れた。

8日 ぜん息患者医療費助成廃止へ 他の疾患との公平性から

市は気管支ぜんそく患者への独自の医療費助成制度の廃止方針を8日発表した。来年3月末で新規受付を打ち切り、他の疾患対策との公平性を保ちながら幅広い対策を進めるとしている。2015年施行のアレルギー疾患対策基本法は各自治体に地域の実情に応じた対策を求め、市地域医療審議会の答申は他の疾患との公平性の観点から見直しが必要とした。経過措置として2年間は助成を続けるが、「川崎公害病患者と家族の会」は受診機会を奪われると制度の存続を訴えた。

9日 台風浸水被害で新たに3万点処分 市民ミュージアム

2019年の台風19号で浸水した市市民ミュージアム（中原区）について市は9日、川崎ゆかりの画家の油彩画など3万107点を新たに処分すると発表した。今回で処分品は計7万3547点。修復が不可能として処分されるのは、漫画雑誌1万4524点、ポスターなどグラフィック6565点、19～20世紀写真6213点など。被災した収蔵品24万5643点のうち修復済みは約4万点。残り約13万点が修復対象で修復に10年程度かかるとみている。

9日 工費20億円増の約69億円に 「(仮称)川崎市民館・労働会館」整備

「川崎市民館・労働会館（仮称）」の整備事業について市は市議会常任委員会で9日、工費が約20億円増えて約69億円になると明らかにした。同事業は市立労働会館を改修し、市教育文化会館を取り壊して機能を移す計画（2025年1月開館予定）。当初、労働会館地下に設置予定だった防災設備を水害に備えて高所に配置変更したため、これに伴う増床や耐震性向上などの設計見直しで約12億円を増額、さらに資材高騰で約8億円増える見通しに。大詰めの段階での費用増額に反発の市議も。

14日 市内初の接続バス3月から運行開始 川崎鶴見臨港バス

3月1日から市内初の接続バスの運行を開始する川崎鶴見臨港バスは14日、川崎区の塩浜営業所で式典を行った。青と赤と白のトリコロールカラーが特徴の車両を2台つなげ定員は通常より約40人多い114人。川崎駅前と水江町を結ぶ既定路線とはほぼ同じルートで12分間隔、一部区間を通過する「特快」も運行。信号制御などの可能な公共車両優先システムを含むバス高速輸送システム（BRT）を導入、効率性を高め、同駅前の混雑緩和を図る。

21日 2600人分の調度品不用に 市役所移転

6月完成予定の新本庁舎（地上25階、地下2階建て）は10月から各部署の移転が始まるが、職員2600人分の机、いすなどの調度品が不用になる見通し（21日までの市の試算）。新庁舎では大半のフロアで複数の職員が共用する「グループデスク（長机）」を導入し、既存の机、いすの再利用は限定的で、個人ロッカーや書類棚なども刷新される。市は市役所内での活用、自治会関係者らへの持ち帰りなどを検討中。多くは産業廃棄物として1億円前後の処分費用が見込まれるという。

3月

1日 小学校教員採用を大学3年次に内定 市教委23年度から全国初

市教育委員会は市立学校の小学校教員採用試験について、2023年度から市を第1志望とし、大学が推薦する3年生を対象とした特別選考を新設すると発表した。3年次中に受験して内定を出す選考は全国初。5月から書類選考、7～8月の論文試験と面接試験のあと、10月中旬に合格発表を予定。合格者は25年度の採用予定者となり、希望者は教育現場での研修もある。不合格の場合でも、翌年度の選考試験を受験できる。

3日 DeNA新アリーナ28年開業へ 京急川崎駅隣接地

バスケットボールBリーグ1部（B1）川崎ブレイブサンダースを運営するDeNAは3日、京急川崎駅に隣接する自動車教習所の約1万2400㎡に新アリーナなどの複合エンターテインメント施設を整備すると発表した。2028年10月の開業を目指す。新アリーナは川崎ブレイブサンダースのホームアリー

ナとして使用し、約1万人収容を想定、ほかに宿泊施設や公園なども整備する。DeNAと京浜急行電鉄との共同事業で、同教習所廃止後に跡地を借りて25年の着工予定。

10日 新市民ミュージアムの移転開設地 生田緑地に

市は10日、2019年10月の台風で被災し休館中の市市民ミュージアム（中原区）の移転再建について、生田緑地ばら苑隣接区域（多摩区）を選定したと発表した。候補地は約8600㎡、現在はばら苑の臨時駐車場で、東に藤子・F・不二雄ミュージアム、西に岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館があり、これら施設との回遊性、相乗効果を期待する。今後パブリックコメントを実施、23年度末に基本計画、24年に管理運営計画の策定見込み。

15日 弔旗掲揚で市教委が独自基準 常時不掲揚校には求めず

市教育委員会は15日、市立学校などでの弔旗の掲揚基準を定めた。市は昨年9月、国旗を半旗とするのは原則として国から通知が出た場合に限るとする内規を策定。市教委はこの基準に基づくとした上で、「現に、国旗または市旗を掲揚していない場合はこの限りでない」と付記、常時掲揚していない学校などでは対応不要とした。市立小中高校など175校のうち、常時掲揚しているのは中学校1校だけで、ほとんどの学校が除外される。

17日 太陽光パネル設置義務化へ 市議会本会議で条例可決

新築住宅や事務所などに太陽光パネルの設置を義務化する新制度創設を盛り込んだ市地球温暖化対策推進条例改正案が17日、市議会定例会本会議で可決された。東京都に次いで全国2例目の義務化で施行は2025年4月1日、市と都の同時スタートとなる。延床面積2千㎡以上の建物の新築または増築は建築主が、同未満の建物は住宅メーカーや販売業者が設置義務を負う。戸建て住宅は日当たりが悪いものや設備を置きにくい狭い物件などのケースは全戸対象としない方針。

24日 今春卒業生、介護福祉士に全員合格 市立川崎高校福祉科

介護福祉士の国家試験の合格発表が24日にあり、市立川崎高校福祉科（川崎区）の今春卒業生38人全員が合格した。2020年4月入学の生徒はコロナ禍により入学式の登校後約2か月間の休校、国家試験受験資格の65日間の施設実習は半数以上が中止に。学校側は郵送での課題提出、校内での実習などで対応するという厳しい学生生活での全員合格に、当日母校に集まった生徒からは喜びの声が響いた。

25日 フロンターレがスポーツ施設オープン 生田浄水場の一部に

サッカーJ1・川崎フロンターレは25日、7年前に一部施設が廃止された生田浄水場（多摩区）の敷地内にスポーツ施設「Ankerフロンタウン生田」をオープンする。用地の有効活用へ市とフロンターレが協力するもので、人工芝サッカーグラウンドやテニスコート、バスケットボールやフットサルができる体育館などを備える。下部組織U-18以下の育成拠点になるほか、市民も利用できる「生田多目的広場」、障害の有無にかかわらず遊べる「生田ふれあい広場」もある。

27日 差別投稿の削除対象に特定地区・学校も 条例の解釈指針初改正

インターネット上のヘイトスピーチに取り組む市は27日、「市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の解釈指針の一部を改正したと発表した。削除要請を行うインターネット上の差別投稿の対象となる「特定の市民」について、個人を特定したものだけでなく、市内の特定地区に住む人々や特定の学校で学ぶ人々など「複数人の市民を含む」と明記した。同条例の解釈指針の改正は初めて。

31日 労働資料室が一時休止 教育文化会館に仮移転

労働問題に関する資料約4万2千点を所蔵し、自治体設置の施設では全国有数の規模とされる「市労働資料室」（川崎区）が3月31日から一時休止する。入居する市立労働会館の改良工事のため当面は近くの市教育文化会館に仮移転し、8月をめどに利用再開を目指す。労働会館は改修後、2024年度の利用再開を予定しており、資料室もこれに伴い同館に戻る。

※「川崎市の主な動き」は、川崎地方自治研究センターのホームページ

「市政ウォッチャー」からの抜粋です。詳しく知りたい方は、ホームページまで。



建設中の新庁舎
(2023/4/6撮影)